

平成21年度 第2回青少年健全育成審議会 第2部会 議事概要

- 日 時 平成21年12月7日(月) 午後1時～3時
- 場 所 大阪府公館
- 出席委員 功野委員、大塚委員、岡崎委員、興津委員、金田委員、園田委員(部会長)
森田(明)委員、森田(英)委員、吉村委員

- 内 容
〔報告〕
平成21年5月～平成21年11月の有害図書類指定一覧について、事務局から報告。
(資料1・2参照)

- 〔意見交換〕
[] に関して、府内暴走族の状況等、他府県の指定状況について報告
(資料3～5参照)

(委員から出された主な意見)

- ・警察が「暴走族」として認定している数は確かに減少している。一方、「族」として認定されていない小規模で暴走するグループは増加しており、形態が変わってきている。
- ・[] にはデコレーションしている車両が掲載されているが、それだけでは違法かどうかはわからない。実際に走るときはナンバープレートをはずして走行していることが多く、その場合には違法である。
- ・学ランについては、学校内で刺繍学ランを着用する人数が少ないので把握されていないだけで、卒業式後、学外で刺繍学ランを着用している中学生が多く、その数を含めるともっと人数は増える。
- ・同書に投稿が掲載されると英雄扱いされることも問題であるが、刺繍学ランを着用しているから荒れている、とは単純に言い切れない。ネットを通じて知り合った者同士で一緒に記念写真を撮影しているだけともいえる。
- ・むしろ、同書には健康上問題があるサプリメント等の販売広告が掲載されており、青少年の健康を害するという観点から指定を検討できないか。
- ・規則4条2項、3項では粗暴性、犯罪誘発性を問題にしており、青少年の健康を害するから、という理由では指定できない。
- ・「殺人、傷害、暴行、窃盗、その他の刑罰法規を行なうことをそそのかす」ことに該当するかどうかが問題。
- ・条例が制定されたS59年当時と、現在では青少年を取り巻く環境は変わってきている。芸能人が子どもの名前をタトゥーで彫ったことで、刺青が青少年や若いお母さん世代に爆発的に広がったという背景もある。
- ・「青少年を守る」という趣旨からは反していると思うが、刺青自体は犯罪ではないので、現行条例では指定はできない。刺青等の自傷行為を規制する場合は、条例そのものを改正する方向も検討するべきではないか。
- ・「殺人、傷害、暴行、その他刑罰法令に触れる」という規定は、殺人だけでなくその他刑罰法令に触ればよいという趣旨。バイクを改造する、違法就労を誘発するということが刑罰法令に抵触するため、指定できるのではないか。
- ・他府県の例を見ると、同書を指定する理由に「犯罪を誘発する図書の例示として」、と挙げているところがあるが、やはり表現の自由などと照らし合わせても明確な理由がなければ指定するべきではないと考える。

- ・同書は青少年に好ましくはないということは間違いないが、「犯罪を誘発する」のかどうかを検討すべき。
 - ・この図書が引き金になって犯罪が起こったということは言いにくい。自殺マニュアル、他殺マニュアル、拷問マニュアルといった図書類や、いれずみを扱った文学作品もある。それらとの比較も勘案した上で、[REDACTED] はどうか、と考えなければならない。
 - ・これらの図書は大人に対して売ることには問題がないし、出版の自由もある。しかし、青少年には見せるべきではない。
 - ・青少年に見せるべきでないということでは意見は一致していると思うが、問題は指定できるかどうか。
 - ・条例で規制する図書類には、いれずみは盛り込まれていない。青少年へのいれずみ禁止を視野に入れるのなら、条例改正の検討もすべき。
 - ・同書と良く似た雑誌に [REDACTED] という雑誌がある。こちらのほうは健全なバイク雑誌だが。
 - ・確かに、同書と犯罪誘発の因果関係もわからないし、他書との区別もわからないので、現条例では指定はできないのではないかと。
 - ・事務局からの報告では「マフラーを取り外し、暴走行為を行っている」とあるが、こうした暴走行為は犯罪に該当するのではないかと。また、「暴走族に入ってよかった」、という内容の記事は、「暴走行為をそそのかす」「暴走行為を賛美する」に該当するのではないかと。
 - ・掲載されている写真を見ると、ヘルメットもかぶっていない状態で写っているので、道路交通法違反を「そそのかす」行為に当てはまるのではないかと。
 - ・「その他の刑罰法令」を広く解釈すると、すべてここに含まれると考えられる。「その他の刑罰法令」の「その他」も、目安にある「など」も、その前段の「殺人、傷害、暴行、窃盗、(薬物乱用)」に匹敵する刑罰法令、という意味で解釈されている。それをすべて含めてしまうと何でもかんでもいけることになってしまうし、一度解釈を広げてしまうと修正は難しいのではないかと。
 - ・犯罪をして捕まえた者が、[REDACTED] を読んで影響されて犯罪をしました」といった事例が出なければ、犯罪誘発性との関係から指定は難しいのではないかと。
 - ・同書の出会い系サイト、高額アルバイト、合法ドラッグなど、広告だけをとっても有害であると考えられる。
 - ・広告により有害指定すると、他の週刊誌にもたくさん広告は載っている。だからそれにより指定することは難しい。
 - ・米国では「明白かつ現在の危険」という要件がなければ有害図書指定されない。それくらい厳しい規定がある。表現の自由、出版の自由が守られている。
 - ・「著しい」という基準が問題となる。近年指定した「GTA」は、殺すことだけが目的のゲーム。殺せば殺すほど強くなり、武器も手に入れる。しかも残酷な殺し方であるほどポイントが高い。これは「著しい」に該当すると解釈できるが、[REDACTED] はそこまでいかない。同書を指定してしまうと、「著しい」という基準を大幅に下げることになる。
 - ・現行条例で同書を有害指定するのはやはり難しいと考える。現状では販売されていない書店も多く、市中にたくさん出版されて青少年に多大な影響を与えているとはいえないので、まずは自主規制で「青少年に販売しない」と呼びかけることが適切ではないかと考える。
- ・今回の議論の結論として、[REDACTED] については有害指定見送り、という方向でいきたいと考える。

(委員 全員賛同)

「ボーイズラブ」に関して、他府県の指定状況、掲載内容について、事務局から説明

(資料6・7参照)

(委員から出された主な意見)

- ・ 前回は反対の立場であったが、やはり性描写が激しく、青少年に与える「刺激」が著しいと考える。
- ・ 男女間であれば、これらの性描写は有害図書指定しているのではないかと考える。
- ・ 同性同士だからという理由だけで指定しないのは、逆に変ではないかと思われるので、指定すべきではないか。
- ・ 指定については、まずは性描写の著しいものから慎重に議論し、個別指定していくべきと考える。
- ・ これらの性描写は条例4条1項に該当すると思われるが、それで指定できるのではないかと考える。
- ・ ボーイズラブについては性描写の激しいものについて有害指定する方向で、指定方法については個別指定でということしていきたいと考える。

(委員 全員賛同)

[報告]

出会い喫茶について、国における風適法改正の動向について、事務局から説明

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境等に関する法律」について、事務局から説明

(資料9参照)

大阪府青少年健全育成審議会 第二部会 次第

と き 平成21年12月7日(月)
午後1時00分～
ところ 大阪府公館

1 開 会

2 議 事 (1) 有害図書類の意見交換について

(2) その他

***** 配 付 資 料 *****

- 資料1 有害図書類指定一覧 (H21.5～H21.11月分)
- 資料2 有害図書類指定通知
- 資料3 [REDACTED] 他県の指定状況について
- 資料4 [REDACTED] 検討箇所について
- 資料5 [REDACTED] 記事抜粋
- 資料6 「ボーイズラブ」他県指定一覧
- 資料7 「ボーイズラブ」他県の指定状況について
- 資料8 広告記事掲載図書一覧
- 資料9 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の概要